

日病薬発第21-122号
平成21年7月27日

都道府県病院薬剤師会会長 殿

社団法人 日本病院薬剤師会
会 長 堀 内 龍 也

「日本病院薬剤師会が認定する講習会」の取り扱いの
一部改正について

平素より社団法人日本病院薬剤師会の運営にご高配を賜り御礼申し上げます。
さて、標記につきましては、「専門薬剤師・認定薬剤師の認定制度に係る日本病院薬剤師会が認定する各専門領域の講習会の取り扱いについて」（平成20年6月12日付日病薬発第20-474号）によりお知らせしたところですが、各都道府県病院薬剤師会が実施する講習会等については、要件を一部改正し、下記の全ての要件を満たす講習会等を、「日本病院薬剤師会が認定する講習会」として取り扱うことといたしますのでお知らせいたします。

なお、本通知は、平成21年7月27日以降に開催計画書が日病薬事務局に届いたものについて適用します。

記

1. 都道府県病院薬剤師会の主（共）催であること。
2. 薬剤師認定制度認証機構が認証した機関が認定する講習会等であること。
3. 開催時間が60分以上であること。
（特定の製品紹介等に要する時間を除く。）
4. 参加費を徴収していること。
5. 確認試験を実施するなど、受講の成果を確認していること。
6. 開催計画（プログラム等）を事前に日病薬事務局に提出していること。